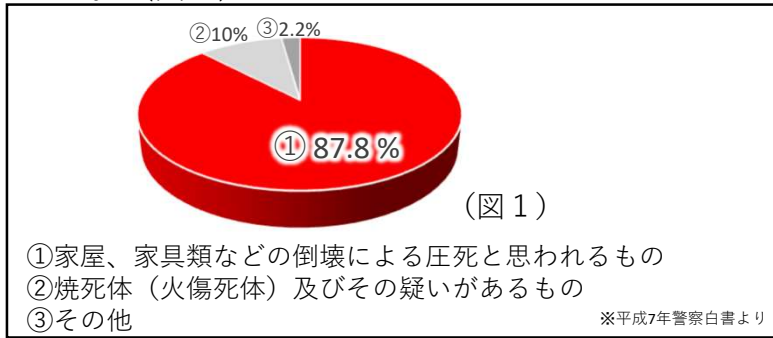


上富田町 家具転倒防止補助事業について

阪神・淡路大震災で亡くなられた方の約8割が建物の倒壊などによる窒息死や圧死によるものでした。(図1)



地震から命を守るためには、住宅の耐震化※1や家具の固定は最も重要な減災対策です。

※1 耐震化についても、補助事業あり

上富田町では**2種類**の家具転倒防止対策事業を実施しています。

①家具転倒防止固定器具取付事業

【補助対象】

- 上富田町内に居住し、住民登録している次のいずれかに該当する世帯
 - 1) 高齢者（65歳以上）のみが居住する世帯
 - 2) 障がい者（注記）一人世帯または障がい者のみが居住する世帯
- （注記）身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている者
- 申請者と住宅の所有者が異なる場合には、所有者が家具転倒防止工事を実施することについて同意していること



【補助内容】

- 取付作業は**無償**（取り付け可能家具：**タンス、本棚、食器棚**）（設置可能台数：**3台**）
- 1世帯につき**1回限り**

【申請に必要な書類】

- 固定器具取付申請書

②家具転倒防止対策補助金事業

【補助対象】

- 上富田町内に居住し、住民登録している次のいずれかに該当する世帯
 - 1) 地震対策に備えた家具転倒防止対策として家具転倒防止器具を購入し、自ら居住する住宅内において当該器具の取付を行う世帯
 - 2) その属する世帯に町税を滞納している世帯員がいないこと
- 申請者と住宅の所有者が異なる場合には、所有者が家具転倒防止工事を実施することについて同意していること

【補助内容】

- 上限5,000円**（1,000円未満の端数は切り捨て）
- 対象器具：**①**タンスや本棚等の床置き型の家具、テレビ等の地震時転倒する恐れのあるものを固定する器具
②窓ガラスなど地震時に飛散する恐れのあるものの保護シート
- 1世帯につき**1回限り**

【申請に必要な書類】

- ①補助金交付申請書
- ②家具転倒防止器具の内容が記載された領収書
- ③写真（取付前後）
- ④同意書（上富田町税の未納がないことを確認できる書類）

まずは身近な対策から！

